○東北地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町志津川字五日町九四番から同町歌津字白山一〇〇番一まで	前	A 九・二四～七八・〇八（メートル）	八・八〇〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 九・二四～七八・〇八 B 一四・〇〇～二一六・八五	八・八〇〇 七・六四〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	大仙市北楢岡字下中野七〇番三から同市北楢岡字船戸四八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月三日

○九州地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久留米市田主丸町志塚島字池ノ後八四三番一から同市田主丸町志塚島字東ノ前一五五番一まで	前	一〇・一〇～一一・二〇（メートル）	〇・〇四〇（キロメートル）
	後	一一・三〇～一二・四〇	〇・〇四〇

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月三日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	久留米市田主丸町志塚島字池ノ後八四三番一から同市田主丸町志塚島字東ノ前一五五番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月三日

人事異動

内閣

○国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰
国土交通大臣羽田雄一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月二十九日）

法務省

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　中村　孝
東京地方検察庁検事の併任を解除する（十一月二十二日）

最高裁判所

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事　秋葉　康弘
福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所長を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　片山　隆夫
さいたま地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する（以上十一月二十七日）

○定年退官
判事南敏文は十一月二十五日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、平成25年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

平成24年12月3日
人事院事務総長　尾西　雅博

記

1　応募できる民間企業
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社並びに法第2条第2項第4号の規定に基づき人事院規則で定める法人及び同項第5号の規定に基づき人事院が指定する法人

2　応募手続
(1)　交流派遣（国から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。
①　交流派遣を希望する国の職員の年齢及び必要な経験等
②　当該民間企業における地位及び業務内容
③　希望する労働契約の期間
④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件
(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。
①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴
②　国における希望職務内容
③　希望する任用期間
④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　参考
国と民間企業との間の人事交流制度及び交流を希望する国の機関とその職務内容については、人事院のインターネットホームページ（http://www.jinji.go.jp/kouryu/index.html）を参照のこと。

4　応募に関する問合せ先及び書類提出先
人事院事務総局人材局企画課人事交流班
〒100－8913　東京都千代田区霞が関1－2－3
電話番号：(03) 3581－7722
e-mail：kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

法務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人鎌田義勝は願により公証人を免ぜられた。

矢田廣高は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人鎌田義勝の後任を命ぜられた。（以上十一月二十三日）（法務省）